



小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成24年元旦

# 法定調書

## ◇その提出範囲と留意点◇

〈提出期限〉  
平成24年  
1月31日(火)

年末調整が終わった後、引き続き行わなければならないのが法定調書の作成・提出作業です。1月はこの法定調書の提出月となります。

法定調書とは、給料、報酬、料金などの支払者がそれらの1年分の支払いについて、支払先の住所・氏名・支払金額等を記載した書類をいいます。

法定調書には多数の種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書について、その提出範囲と主な留意点についてまとめました。

### ① 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

提出義務者は、平成23年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの給与を支払った者です。

「給与所得の源泉徴収票」は、給与等を支払ったすべての者について

作成し受給者に交付することになっていますが、税務署提出用については、受給者の区分や支払金額により提出不要のものがありません。

また、市区町村に提出する「給与支払報告書」は、税務署に提出する者の範囲と異なり、すべての受給者の分の給与支払報告書を、現則として受給者の平成24年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。

### ② 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

提出義務者は、平成23年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与を支払った者です。

ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は提出する必要はありません。

### ③ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

提出義務者は、平成23年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金を支払った者です。

その際に注意を要するのは、源泉徴収の対象とならない報酬、料金等についてもこの支払調書の提出が必要とされていることです。

### ④ 不動産の使用料等の支払調書

提出義務者は、平成23年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った法人と不動産業者である個人です。

この支払調書の提出範囲は、同一人に対する平成23年中の支払金額の合計が15万円を超えるものです。

また、法人に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出することになっています。

### ⑤ 不動産等の譲受けの対価の支払調書

提出義務者は、平成23年中に譲り受けた不動産、不動産の上に存する

権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価を支払った法人と不動産業者である個人です。

この支払調書の提出範囲は、同一人に対する平成23年中の支払金額の合計が100万円を超えるものです。

### ⑥ 不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書

提出義務者は、平成23年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあつせん手数料を支払った法人と不動産業者である個人です。

この支払調書の提出範囲は、同一人に対する平成23年中の支払金額の合計が15万円を超えるものです。

以上の法定調書を税務署に提出する場合には、作成した各法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を併せて提出します。

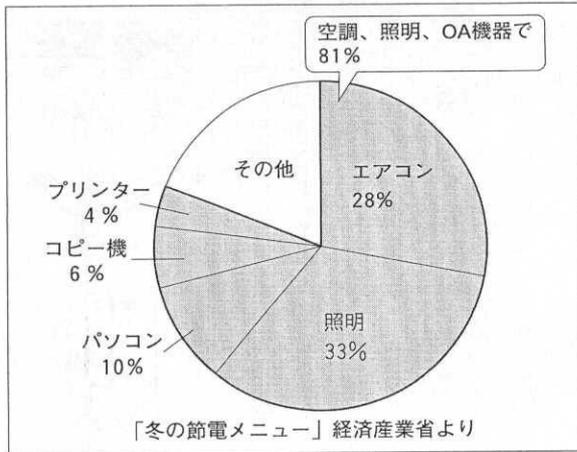
なお、各法定調書には提出範囲に限度が設けられており、それに該当するものは提出する必要があります。

詳細は、税務署より配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

# ■今日から始める冬の節電対策

## 小さな積み重ねが大きな効果 コスト削減で経営の効率化を

昨年3月に発生した原発事故による停電は直接的な影響を受けた東北や関東地方だけでなく、結果として全国へとその影響は拡大しました。そして夏に続き、今冬も電力不足が予想されることから電力各社から節電要請がなされました。一般家庭だけでなく、企業においても節電への工夫が求められています。



沖縄電力を除く9電力会社と政府による冬の節電要請期間は3月30日までの平日の予定です。夏場に比べ最大電力需要が低いケースが多く、計画停電や使用制限は避けられましたが、年間を通じて節電対策に取り組むことは、企業の経営改善という視点からも有効です。

企業の節電対策で大切なことは「やらなくていけない」と考えるのではなく、「エネルギーコストを低減し、経営を効率化させる」という契機としてとらえることです。

今夏に節電対策に取り組んだ企業も多いと思いますが、改めて現状を見直して自社でできることから改善しましょう。

一般事業所の節電対策としては空調、照明、OA機器などが最も大きな電力消費の要因になっていることから、こうした身近なところから見直しましょう。細かな積み重ねでも継続的に行えば、大きなコスト削減

につながるのです。

具体的には適切な空調設定、使用しないスペースでの空調、照明、OA機器の電源オフ、座席を離れている時は使用中のOA機器はスタンバイモードにするか電源をオフに。各種機器の電源の一齐起動を避ける、フィルター清掃など各種機器のメンテナンスなどがあげられます。空調のフィルター清掃をはじめ空気の流れを妨げないよう職場の整理整頓を心掛けることも効果があります。

こうした節電への取り組みは職場における3S（整理・整頓・清掃）や継続的な改善活動につながりますし、直接費用をかけなくてもできるものですので、早速実践してみましょう。

一方、製造業における生産設備の停止などは非現実的ですが、シフトの工夫などで取り組めるところがあれば、作業時間や勤務体制などを見直してもよいかもしれません。

また小売店や卸などの業種は一般的なオフィスビルとは異なり、冷蔵設備や製造設備など業種特有の機器や店舗など顧客対応に必要なスペースがあります。業務の支障のない範囲、お客様の理解の得られる範囲での節電計画を検討しましょう。

### ■節電転じて業務改革に

今夏の節電に伴い、業務内容や従業員の働き方を見直した結果、生産性が向上した企業も数多く、節電を一時的な対応に終わらせないことで、業務改革につながったケースがあります。

飲料メーカーのK社は、日中はブラインドをあけて日光熱を取り入れ、夜は閉めて保温効果を高めるなど細かい指示を出しています。節電は生産の足かせではなく、改善できる工程の洗い出しにつながるものと位置づけています。

食品加工のS社は今夏、事務職員は原則として午後6時以降の残業を禁止としました。その結果、社員の残業時間が従来の半分近くにまで減少したことを受け、秋以降も継続することになりました。「決算処理を月末に集中しない」「作業工程を書き出して無駄をなくす」などの取り組みが効率化につながったようです。

同社では「業務レビュー会議」を毎月開催し、残業しないような業務内容と働き方を徹底して見直すことで、コストを削減できただけでなく、社員の意識改革にもつながり、生産性が向上したといえます。



# 更正の請求の改正

平成23年12月2日に、平成23年度  
 税制改正に関する法律「経済社会の  
 構造の変化に対応した税制の構築を  
 図るための所得税法等の一部を改正  
 する法律」が公布されました。

今回公布されたこの法律のうち、  
 「更正の請求」について主に以下の  
 ような改正が行われました。

## 更正の請求期間の延長

平成23年12月2日以後に法定申告  
 期限が到来する国税について、更正  
 の請求ができる期間が法定申告期限  
 から原則として5年(改正前…1年)  
 に延長されました。

ただし、平成23年12月2日より前  
 に法定申告期限が到来する国税につ  
 いては、更正の請求の請求期限は従  
 来通り法定申告期限から1年となり  
 ますのでご留意下さい。

## 更正の請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額

を記載した場合に限り適用が可能と  
 されていた措置のうち、一定の措置  
 については、更正の請求(又は修正  
 申告書)の提出により、事後的に適  
 用を受けることができるようになりました。

また、控除等の金額が当初申告の  
 際の申告書に記載された金額に限定  
 される「控除額の制限」がある措置  
 について、更正の請求(又は修正申  
 告書)の提出により、適正に計算さ  
 れた正当額まで当初申告時の控除等  
 の金額を増額することができること  
 されました。

## 「事実を証明する書類」の

### 添付義務の明確化

更正の請求に際しては、更正の請  
 求の理由の基礎となる「事実を証明  
 する書類」の添付が必要となること  
 が明確化されました。

この改正は平成24年2月2日以後  
 に行う更正の請求から適用されます。

## 1月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
 (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日  
 (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付  
 (1)交付期限…1月31日  
 (2)交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告  
 申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)  
 納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- ★23年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付  
 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月  
 から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期限の  
 特例届出書提出者は1月20日までに納付)
- ★23年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消  
 費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
 申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮  
 に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
 申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告  
 (消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費  
 税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人  
 の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を  
 除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算  
 法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
 申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出  
 (1)提出期限…1月31日  
 (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をして  
 いる者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者  
 (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町  
 村長

### 一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…1月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

2012年の幕が明けた。昨  
 年は大震災や台風など大きな自  
 然災害に見舞われた1年だった  
 が、今年は本格的な復興に向け  
 た明るい希望の年となるだろ  
 う。▼戦後の食料不足の時代に  
 貴重なたんぱく源だったのが鯨  
 である。その英語の「ホエール」  
 の名前を付けたのがプロ野球の  
 大洋ホエールズだ。1949年  
 に発足した球団名はその時代を  
 表した。50年代には映画会社と  
 共同で球団を経営したこともあ  
 る。映画がまだ娯楽の代表だっ  
 た時期だ。その後、放送局へ経

## 時代の変化を映すもの

営が移った。テレビが情報社会  
 の主役だった。▼そして昨年、  
 球団を買収したのがディー・エ  
 ヌ・イー(DENA)だ。携帯  
 電話向けゲーム会社の大手で、  
 ネット上で知らない人と対戦し  
 たり協力しながら遊んだりする  
 ゲームの運営をしている企業  
 だ。▼球団の経営母体は時代の  
 変化とともに変わっていく。球  
 団にみる「様変わり」は、日本  
 の構造変化を映している。今年  
 は時代の変化を敏感に感じ取  
 り、柔軟な発想を持った1年と  
 したいものだ。